

湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の定義)

第2条 この要領でいう公開とは、次のことをいう。

- (1) 委員会の会議（以下「会議」という。）を傍聴すること。
- (2) 会議の内容を公表すること。

(公開方法)

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上が認めたときは、公開しないことができる。

- 2 委員会は、公開に関し必要な措置を講ずる。
- 3 会議の内容の公表は、市のホームページに掲載することにより行う。
- 4 委員会は新型コロナウイルス感染症予防のため必要な措置を講ずることができる。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は定めない。ただし、委員長が議事の進行に支障があると認めたときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第5条 会議を傍聴しようとするものは、会議当日に所定の場所で、自己の住所、氏名等を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴できないもの)

第6条 次のいずれかに該当するものは、傍聴できない。

- (1) 会議の出席者に迷惑を及ぼすおそれがあるものを所持しているもの。
- (2) 議事の進行を妨げるおそれのあるものを所持しているもの。
- (3) その他、議事の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められるもの。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における意見に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 傍聴人は、係員の指示に従うものとする。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第8条 公開に関し、この要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、これに従わないときは、退場させることができる。

(定めのない事項)

第9条 この要領に定めのない事項が生じたときは、その都度、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要領は令和2年6月22日から施行し、その翌日以降に開催する会議に適用する。

